

議案第62号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額</p>

3から5まで（略）

付 則

1から20まで（略）

21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合には100分の1.35を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

3から5まで（略）

付 則

1から20まで（略）

21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	

11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300

49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		

87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			
124		303,100			

	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	361,800
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	364,400
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	366,900
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	369,500
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	371,500
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	374,000
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	376,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	378,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	381,300
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	384,000
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	386,600
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	389,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	391,700
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	394,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	396,200
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	398,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	400,400
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	402,400
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	404,300
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	406,100
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	408,000
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	409,800
23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	411,600	

24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	413,500
25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	415,300
26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	416,800
27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	418,300
28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	419,900
29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	421,500
30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	422,800
31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	424,100
32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	425,300
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	426,500
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	427,800
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	429,100
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	430,300
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	431,500
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	432,300
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	433,100
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	433,900
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	434,500
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	435,200
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	435,900
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	436,600
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	437,400
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	438,200
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	438,600
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	439,300
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	439,800
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	440,200
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	440,600
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	441,000
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	441,400
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	441,800
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	442,200
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	442,500
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	442,800
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	443,200
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	443,500
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	443,800
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	444,100

62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400		
95	300,900	324,800	351,300	384,000		
96	302,200	326,100	352,800	384,500		
97	303,300	327,300	354,100	384,900		
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		

100	306,900	331,200	357,600	386,400
101	308,100	332,600	358,700	386,800
102	309,100	333,500	359,800	387,300
103	310,200	334,600	360,900	387,900
104	311,200	335,800	362,100	388,400
105	312,000	336,900	363,300	388,700
106	312,600	338,000	363,800	389,100
107	313,200	339,000	364,400	389,600
108	313,900	340,100	365,000	389,900
109	314,400	341,300	365,600	390,200
110	314,900	342,300	366,100	390,700
111	315,400	343,300	366,600	391,200
112	316,000	344,200	367,100	391,700
113	316,800	345,100	367,500	392,000
114	317,500	346,000	367,900	392,500
115	318,200	347,000	368,500	393,000
116	318,900	348,000	369,000	393,500
117	319,500	349,000	369,400	393,800
118	320,300	349,500	369,900	394,300
119	321,000	350,100	370,500	394,800
120	321,800	350,700	371,000	395,300
121	322,400	351,000	371,100	395,700
122	322,700	351,400	371,700	396,200
123	323,200	351,900	372,200	396,600
124	323,700	352,300	372,600	397,100
125	324,000	352,700	373,100	397,500
126		353,100	373,600	
127		353,600	374,100	
128		354,000	374,600	
129		354,400	374,900	
130		354,800	375,400	
131		355,200	375,900	
132		355,600	376,400	
133		355,800	376,700	
134		356,300	377,200	
135		356,700	377,600	
136		357,000	378,000	
137		357,300	378,300	

	138		357,700	378,800				
	139		358,200	379,300				
	140		358,700	379,800				
	141		359,000	380,100				
	142		359,500					
	143		360,000					
	144		360,500					
	145		360,800					
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	356,000

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の</p>

月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に 100 分の 85 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 40 を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで (略)

付 則

1 から 20 まで (略)

21 付則第 18 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第 18 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.275 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 85 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 80, 12 月に支給する場合においては 100 分の 90 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 37.5, 12 月に支給する場合においては 100 分の 42.5 を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで (略)

付 則

1 から 20 まで (略)

21 付則第 18 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第 18 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 1.2, 12 月に支給する場合においては 100 分の 1.35 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 80, 12 月に支給する場合においては 100 分の 90 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長,副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は,取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項,第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において,同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と,「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし,同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑,困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と,「職員の職の職制上の段階,職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長に対し平成28年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は,地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項及び第3項の規定にかかわらず,給与条例第20条第2項及び第4項の規定を準用して算出された額とする。この場合において,同条第2項中「100分の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長,副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は,取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項,第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において,同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と,「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし,同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑,困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と,「職員の職の職制上の段階,職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長に対し平成28年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は,地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項及び第3項の規定にかかわらず,給与条例第20条第2項及び第4項の規定を準用して算出された額とする。この場合において,同条第2項中「100分の</p>

<p>122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「合計額」とあるのは「合計額に、100分の15を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>4から10まで（略）</p>	<p>122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「合計額」とあるのは「合計額に、100分の15を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>4から10まで（略）</p>
---	---

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

付 則

1 (略)

付 則

1 (略)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長に対し平成27年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成27年条例第4号)付則第2項及び第3項の規定にかかわらず、給与条例第20条第2項及び第4項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「合計額」とあるのは「合計額に、100分の15を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長に対し平成28年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項及び第3項の規定にかかわらず、給与条例第20条第2項及び第4項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」と、同条第4項中「合計額」とあるのは「合計額に、100分の15を乗

<p>2 (略)</p> <p><u>3から6まで</u> (略)</p>	<p><u>じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>6 <u>削除</u></p> <p><u>7から10まで</u> (略)</p>
---------------------------------------	---

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>372,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>420,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3から7まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあ</p>	号給	給料月額	1	<u>372,000 円</u>	2	<u>420,000 円</u>	3から7まで	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>371,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>419,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3から7まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>,6月に支給する場合には100分の122.5,12月に支給する場合には</u></p>	号給	給料月額	1	<u>371,000 円</u>	2	<u>419,000 円</u>	3から7まで	(略)
号給	給料月額																
1	<u>372,000 円</u>																
2	<u>420,000 円</u>																
3から7まで	(略)																
号給	給料月額																
1	<u>371,000 円</u>																
2	<u>419,000 円</u>																
3から7まで	(略)																

るのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	ては <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。
------------------------------	--

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関す

る条例の規定に基づいて支給された給与（取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）付則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年条例第4号）付則第2項及び第3項の規定に基づいて支給された給与を含む。）又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（市規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。